

水戸市告示第 91 号

水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日

水戸市長 高 橋 靖

水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 5 条の規定に基づき、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮として障害者に必要な環境の整備を行う事業者(法第 2 条第 7 号に規定する事業者をいう。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において、障害者に対する合理的配慮支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、水戸市補助金等交付規則(昭和 53 年水戸市規則第 22 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に店舗、事務所、事業所等(以下「店舗等」という。)を有する事業者のうち、店舗等を訪れた障害者の利便性向上のために次の各号に掲げる設備の整備又は用品の作成若しくは購入(以下「設備の整備等」という。)を行うものとする。

- (1) スロープ、点字ブロックその他店舗等を訪れた障害者の移動を補助する設備のうち市長が適当と認めるもの
- (2) 点字、筆談、図画等への指さしその他簡易的な方法を用いることにより店舗等を訪れた障害者との意思疎通を補助する用品のうち市長が適当と認めるもの
- (3) 拡大読書器その他店舗等を訪れた障害者の読み書きを補助する用品のうち市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 代表者又は役員が、水戸市暴力団排除条例(平成 24 年水戸市条例第 2 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者である場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当でないとして認める場合

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める費用とする。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に掲げる設備の整備 設備の購入及び設置工事に要する費用
- (2) 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号に掲げる用品の作成又は購入 用品の作成及び購入に要する費用

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で市長が定める額とする。

- (1) 第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる設備の整備又は同項第 3 号に掲げる用品の作成若しくは購入

補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）又は100,000円のうちいずれか低い額

(2) 第2条第1項第2号に掲げる用品の作成又は購入 補助対象経費の額又は50,000円のうちいずれか低い額

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、障害者に対する合理的配慮支援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、同一年度中において、第2条第1項各号に掲げる区分ごとに1回を限度とする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を、障害者に対する合理的配慮支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定を受けた者」という。）

は、申請内容に変更が生じた場合には、障害者に対する合理的配慮支援補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、その内容を審査し、変更等を承認する場合は、障害者に対する合理的配慮支援補助金変更等承認通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定を受けた者は、設備の整備等が完了したときは、速やかに障害者に対する合理的配慮支援補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る設備の整備等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、障害者に対する合理的配慮支援補助金額確定通知書（様式第6号）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を設備の整備等の完了後に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、設備の整備等の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第11条 第8条の規定による通知を受けた交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、障害者に対する合理的配慮支援補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助金の交付を受けようとする場合について準用

する。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。

2 交付決定を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第13条 交付決定を受けた者は、補助金の申請に係る書類を補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

(補則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

年 月 日

水戸市長 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号
印

障害者に対する合理的配慮支援補助金交付申請書

障害者に対する合理的配慮支援補助金の交付を受けたいので、水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項第5条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 店舗等の名称及び所在地
- 3 添付書類
 - (1) 見積書
 - (2) 工事図面及び工事計画書（別紙）（設置工事を実施する場合）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別紙

工 事 計 画 書

1 工事場所

名 称

所 在 地

2 工事施工者

所 在 地

施工者名

代表者名

3 工事内容

4 工事予定金額

円

5 工事期間

年 月 日から

年 月 日まで

第 号
年 月 日

様

水戸市長

障害者に対する合理的配慮支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者に対する合理的配慮支援補助金の交付については、下記のとおり決定したので水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

年 月 日

水戸市長 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

障害者に対する合理的配慮支援補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた障害者に対する合理的
配慮支援補助金について下記のとおり変更等をしたいので、水戸市障害者に対する合理的配慮
支援補助金交付要項第7条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由
- 3 備考

第 号
年 月 日

様

水戸市長

障害者に対する合理的配慮支援補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった障害者に対する合理的配慮支援補助金の変更等について、下記のとおり承認したので、水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 承認の内容
- 2 変更前の補助金の額 円
- 3 変更後の補助金の額 円
- 4 増減額 円
- 5 備考

年 月 日

水戸市長 様

所在地
法人名
代表者氏名
電話番号
印

障害者に対する合理的配慮支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた障害者に対する合理的配慮支援補助金に係る設備の整備等が完了したので、水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項第8条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 設備の整備等の実績

- (1) 費用 円
(2) 完了年月日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 領収書等補助対象経費の費用が分かる書類
(2) 契約書、工事着工前及び工事竣工後の現場写真（設置工事を実施した場合）
(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

水戸市長

障害者に対する合理的配慮支援補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった障害者に対する合理的配慮支援補助金について下記のとおり補助金の額を確定したので、水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項第9条の規定により通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 交付済額 | 円 |
| 4 返還額 | 円 |
| 5 備考 | |

年 月 日

水戸市長 様

所 在 地
法 人 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

印

障害者に対する合理的配慮支援補助金請求書

障害者に対する合理的配慮支援補助金の交付を受けたいので、水戸市障害者に対する合理的配慮支援補助金交付要項第11条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 金庫 組合			本店 支店 出張所
預金種別	普 通 当 座	口座番号		
口座名義	フリガナ			
	名 称			